

台東区告示第258号

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札を実施いたしますので、東京都台東区契約事務規則（昭和39年6月台東区規則第13号。）第8条の規定に基づき公告します。

令和8年4月2日

東京都台東区長 服部 征夫

1 件名	生涯学習センター什器等買入
2 納入場所	東京都台東区西浅草三丁目25番16号
3 購入物品概要	ロッカー、机、椅子、ホワイトボード、キャビネット、パーテーション等
4 納入期限	令和8年10月18日（日）
5 予定価格	公表しない。
6 入札参加資格要件	<p>入札参加申込時から落札者決定まで、次の各資格要件を全て満たす者であること（（1）については、令和8年4月2日（木）（以下「基準日」という。）から落札者決定までとし、（2）については基準日時点における資格要件とする。ただし、基準日以降に共同格付が変動し、申込時点において資格要件を満たす場合は申込みできるものとする。）。</p> <p>（1） 東京電子自治体共同運営（以下「共同運営」という。）の営業種目「什器・家具」の取扱品目「鋼製什器」に登録があり、かつ、台東区に入札参加資格を有していること。</p> <p>（2） 基準日における共同運営の等級が「A」又は「B」であること。</p> <p>（3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受けていない者であること及び同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていない者であること。</p> <p>（4） 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付10台総経発第170号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。</p> <p>（5） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。</p> <p>（6） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けてい</p>

	<p>ること。</p> <p>(7) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。</p> <p>(8) 関係会社は、同時に本件に申し込むことはできない（関係会社の定義は、共同運営「物品買入れ等競争入札参加資格申請の手引き：四十三版」31ページに記載の【関係会社の定義】による。）。</p>
7 申込方法	<p>(1) 共同運営電子調達サービス電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という。)で希望申請を行うこと(操作方法は「電子入札操作手順書」を参照のこと。)</p> <p>(2) (1)の後、台東区公式ホームページから下記9に定める提出書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、紙媒体又はデータで提出すること。</p> <p>(3) 紙媒体で提出する場合は、台東区役所総務部経理課契約担当(庁舎4階④番窓口)へ持参により提出すること。</p> <p>(4) データで提出する場合は、電子入札サービスで希望申請を行う際に、添付資料の欄に添付すること。なお、入札参加申込書(様式1)は、押印したものを提出すること。</p>
8 申込書提出期間	<p>令和8年4月2日(木)午前9時から同年4月16日(木)午後5時まで。ただし、紙媒体で提出する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定による休日を除いた、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。</p>
9 提出書類 (申込書は、台東区公式ホームページからダウンロードできます。)	<p>(1) 入札参加申込書(様式1)</p> <p>(2) 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(裏面に印鑑証明書の写し)</p>
10 入札参加資格者の決定	<p>入札参加資格の有無を審査後、入札参加申込者全員にその結果を通知する。なお、入札参加資格が認められた後であっても、入札時まで「6入札参加資格要件」((2)を除く。)を満たさなくなった場合は、入札に参加することはできない。</p>
11 仕様書等の配布	<p>配布日時 令和8年4月20日(月)</p> <p>入札参加資格が認められた業者にのみ電子入札サービスにおいて仕様書等を配布する。</p>
12 入札日時	<p>令和8年5月13日(水) 午後2時00分</p>
13 入札場所	<p>電子入札サービス</p>
14 入札期間	<p>「仕様書等」を受領した時から令和8年5月13日(水)午後2時00分まで(ただし、電子入札サービス利用時間内に限る。)</p>
15 入札方法等	<p>(1) 電子入札サービスで、見積もった金額の110分の100に相当する</p>

	<p>金額（当該金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた金額）を入力すること。</p> <p>落札者の決定にあたっては、電子入札サービスで入力された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。</p> <p>(2) 1回の入札で落札者が決定しない場合は、2回まで再度入札を行うので、電子入札サービスで再度入札の時間を確認し、入札すること。</p> <p>再度入札予定時間 1回目 午後2時30分 2回目 午後3時00分</p>
16 入札保証金	免除する。
17 契約保証金	免除する。
18 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 「6 入札参加資格要件」を満たさない者又は虚偽の申込みを行った者のした入札</p> <p>(2) 所定の日時までに所定の方法で行わない入札</p> <p>(3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札</p> <p>(4) その他入札条件に違反した入札</p>
19 落札者の決定	<p>原則として、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。</p> <p>落札者は、台東区が必要とする書類を提出するものとする。</p> <p>なお、落札者が、落札後、契約を締結するまでの間に、指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合、契約を締結しないことがある。</p>
20 前払金及び部分払	<p>(1) 前金払なし</p> <p>(2) 部分払なし</p>
21 その他	<p>(1) 本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月台東区条例第8号）に基づき、議会の議決に付すべき契約となるため、台東区議会の議決を得るまでは「仮契約」とする。</p> <p>(2) 入札参加者は、制限付一般競争入札参加者心得（物品）を遵守すること。</p>